

## 基地から派生する諸問題の抜本的解決を求める意見書

北谷町は、戦後すぐに米軍により全ての地域が強制接收され、72年余を経た今もなお、町面積の52.3%が日米安保条約及び地位協定に基づき使用され続け、嘉手納飛行場をはじめキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設（第1、第2桑江タンクファーム）の4つの米軍基地により居住地域は分断され、まちづくりの上でも大きな障害となっている。

嘉手納基地爆音訴訟に対する那覇地裁の判決において健康被害が認定されたにも関わらず、日常的に発生し続けている航空機騒音は、軍用外来機飛来、中でも平成29年6月にF-35が初飛来し、11月には北谷町砂辺で騒音113.5デシベル、道の駅嘉手納で107.7デシベルと100デシベルを超える騒音が各地で連日観測され、当該機による騒音が激化している。また、米軍人・軍属による事件や事故は後を絶たず、殺人事件や飲酒運転による交通死亡事故が繰り返されている。

平成27年9月に締結された「日米地位協定の環境補足協定」は、これまで立ち入りが認められていた文化財調査などが条件を満たさないなどの理由により、北谷城跡の国指定に向けた調査が進まず、文化財保護、跡地利用計画等の推進、まちづくりに大きな影響を与えている。

更には、米軍基地内を水源とする浄水場からは、高濃度の有機フッ素化合物（PFOS）が検出され、基地返還後の土壤汚染の問題を含め町民生活に様々な支障を来し、大きな不安を与えている。

北谷町議会は、米軍や日米両政府及び関係機関に再三にわたり、嚴重に抗議・要請してきたにも関わらず、一向に改善されず、町民の期待は裏切られ、不安と怒りは高まるばかりである。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全、基本的人権を守る立場から、基地から派生する諸問題の解決には、日米地位協定を抜本的に改定し、米軍及び日米両政府が今こそ真剣に取り組むことを求め、次の事項の解決に関して積極的かつ迅速に対応するよう強く要請する。

### 記

- 1 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 2 嘉手納飛行場周辺における航空機騒音の軽減について。
  - (1) 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を遵守させること。
  - (2) 住宅地等上空での飛行訓練を行わせないこと。
  - (3) 軍用外来機飛来・暫定配備・訓練を行わせないこと。
  - (4) 嘉手納飛行場の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の基地機能を強化させないこと。
  - (5) 平成8年の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告における例外的措置を撤廃し、嘉手納飛行場の旧駐機場の使用及び、パラシュート降下訓練を行わせないこと。
  - (6) 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化等、騒音対策の強化・拡充を図ること。
  - (7) 学校等公共施設、住宅防音家屋に対する空調設備維持費の助成措置拡大を図ること。
  - (8) 嘉手納基地周辺地域における騒音コンターを縮小することなく拡大すること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故の抜本的対策について。
  - (1) 被疑者を厳正に処罰し、管理監督責任の所在を明確にさせ、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について、万全を尽くさせること。
  - (2) リバティー制度の緩和措置を撤回させ、規制を強化させること。
  - (3) 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県・日本政府・米国政府による特別対策協議会を設置し、事件・事故の再発防止と具体的な解決策を早期作成・公表・実施すること。

- (4) 被害者への謝罪と完全補償を米軍または米国の責任において速やかに実行させること。
- 4 米軍基地から派生する環境問題及び跡地利用に関する措置について。
- (1) 嘉手納基地内が汚染源と推察される高濃度の有機フッ素化合物（PFOS）の検出について、適切な対応策を講じること。
  - (2) 米軍基地返還跡地利用推進のため返還前の立入調査（文化財調査等）を可能にするよう日米地位協定の環境補足協定の改定を行うこと。
  - (3) 返還予定地の返還時期を具体的に示させること。
  - (4) 在沖米海兵隊の即時撤退を行わせ、すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年12月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣		外務省特命全権大使（沖縄担当）		沖縄防衛局長